

第3期 水巻町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和8年3月

水 巻 町

# 目 次

第1章 計画策定の背景と目的 .....	1
1 背景.....	1
2 目的.....	1
第2章 計画の基本的事項.....	2
1 計画の位置付け.....	2
2 計画の期間.....	2
3 対象とする温室効果ガス .....	2
4 計画の基準年度、目標年度.....	2
5 対象とする施設.....	3
第3章 前計画の総括.....	5
1 前計画の概要 .....	5
2 前計画の目標の達成状況 .....	5
3 前計画の把握状況 .....	5
第4章 二酸化炭素排出量等の現状 .....	6
1 二酸化炭素排出量の排出状況 .....	6
2 二酸化炭素排出量削減に向けた課題.....	10
第5章 計画の目標 .....	11
1 二酸化炭素排出量の削減目標 .....	11
2 エネルギー消費量の削減目標 .....	12
第6章 具体的な取組.....	13
1 財やサービスの購入に関する取組 .....	13
2 財やサービスの使用に関する取組 .....	14
3 ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組 .....	15
4 施設の新築・改修、設備の導入・更新に関する取組.....	16
5 建設工事に関する取組.....	17
6 温暖化対策意識の向上に関する取組.....	17
第7章 計画の推進 .....	18
1 推進体制 .....	18
2 実施状況の点検・把握.....	18
3 計画の公表.....	19
4 計画の見直し .....	19
資料編.....	20
1 水巻町環境推進委員会要綱.....	20
2 水巻町環境推進委員会委員名簿.....	22

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1 背景

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

世界に目を向けると、2021年10月～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

これを受けて、我が国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）を改正・地球温暖化対策計画を改定し、2025年2月に改定した地球温暖化対策計画では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」と温室効果ガス排出量削減目標を掲げています。

水巻町では2016年に「温対法」に規定する地方公共団体実行計画として「水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、2021年には第2期水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町が実施するすべての事務事業及び所管する施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。2022年4月には、北九州都市圏域18市町として環境省の「脱炭素先行地域（第1回）」に選定され、公共施設等の脱炭素化の取組を強化しています。

## 2 目的

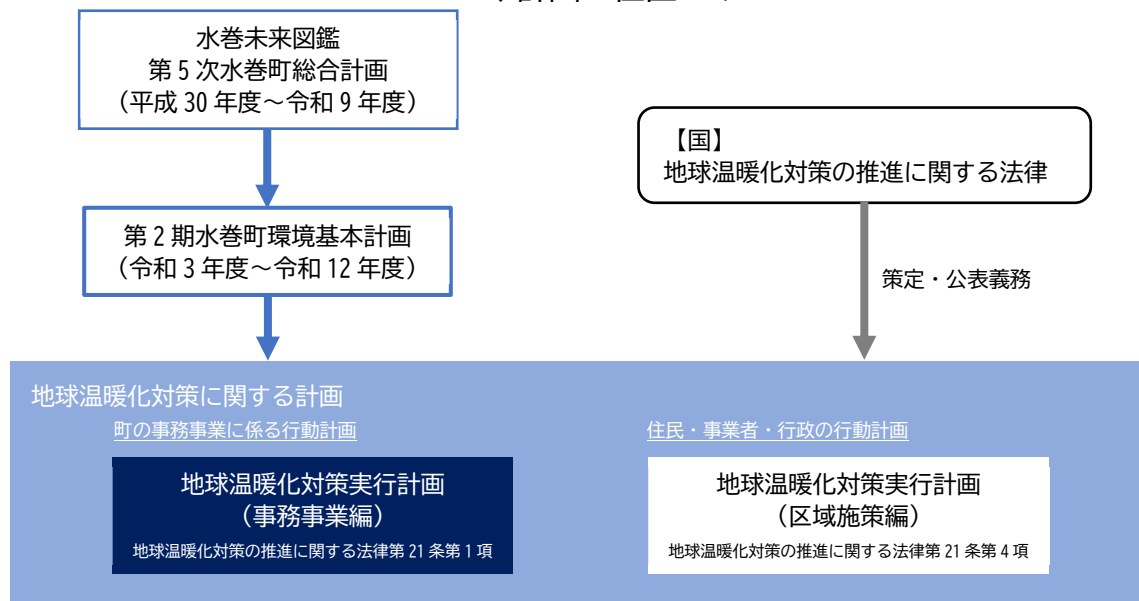
本計画は、水巻町の事務・事業に対し、温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、実効性の高い地球温暖化対策を推進することを目的とします。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の位置付け

水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、温対法第21条に基づく計画で、第5次水巻町総合計画や第2期水巻町環境基本計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための計画です。

#### ◆計画の位置づけ



### 2 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。計画の進捗状況は、毎年、点検・評価するとともに、技術の発展等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、2030（令和12）年度以降については、計画の改定を行うこととします。

### 3 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等があります。このうちエネルギーの使用によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

### 4 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、エネルギー使用量を把握できる年のうち、国の地球温暖化対策計画の基準年度である2013年度に最も近い2014年度とします。

また、本計画の目標年度は、計画期間終了年度である2030年度とします。

## 5 対象とする施設

本計画の対象とする施設は、表のとおりです。

### ◆計画の対象とする施設一覧（温室効果ガス排出量の算定対象）

担当課名	担当係名	施設名
財政課	管財係	水巻町庁舎
		水巻町役場別館
		役場車庫棟
福祉課	障がい支援係	障害者福祉センター
	高齢者支援係	高齢者福祉センター（サクラほーる）
子育て支援課	子育て支援係	第二保育所
	児童少年相談センター	児童少年相談センター（ほっとステーション）
健康課	健康推進係	いきいきほーる
図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館	図書館・歴史資料館
学校教育課	学校教育係	猪熊小学校
		杵小学校
		頃末小学校
		吉田小学校
		伊左座小学校
		水巻中学校
		水巻南中学校
		吉田児童クラブ
		伊左座児童クラブ
		頃末児童クラブ
		杵児童クラブ
		猪熊児童クラブ
	学校給食係	中学校給食センター
生涯学習課	スポーツ振興係	総合運動公園
		武道館
	生涯学習係	南部公民館
		中央公民館
企画課	企画係	周遊拠点施設（ICOTTO！MIZUMAKI）
産業環境課	産業振興係	水巻町特産品センター

※小学校の給食室は各小学校に含まれます。

◆計画の対象とする施設一覧（照明のLED化の把握対象）

分類	名称	
都市公園及び 都市計画公園	猪熊公園	樋口公園
	伊左座公園	吉田中央公園
	おかの台喚山公園	吉田公園
	上二小塚公園	吉田第1公園
	河守公園	吉田第2公園
	古賀公園	水巻遠賀川緑地
	高松第1公園	みどりんばあーく
	立屋敷緑地	伊左座北公園
その他の公園	猪熊中山公園	宮尾台中央公園
	樋口東公園	宮尾台南公園
	おかの台中央公園	宮尾台北公園
	おかの台第1公園	みずほ第1公園
	古賀二丁目公園予定地	みずほ第2公園
	豊前坊遊歩道	二第1公園
	梅ノ木西公園	二東ちびっこ広場
	緑ヶ丘中央公園	なの里公園
	緑ヶ丘南公園	二東中島公園
	明神ヶ辻山自然公園	サニ-ニュー-タウン第1児童公園
	多賀山自然公園	サニ-ニュー-タウン第2児童公園
	頃末東公園	下二大坪公園
	頃末北公園	下二香風苑ちびっ子公園
	頃末児童公園	下二公園
	大平北公園	のぞみ野第1公園
	水巻苑児童公園	のぞみ野第2公園
	高尾第1公園（北側）	高松第2公園
	高尾第2公園（南側）	ふるさと緑地
	中央第1公園	鯉口中央公園
	中央第2公園	吉田第1ちびっ子広場
	中央第3公園	吉田第2ちびっ子広場
	中央第4公園	吉田第3ちびっ子広場
	美吉野第2公園	吉田第6ちびっ子広場
	美吉野第3公園(上野興産)	吉田第7ちびっこ広場
	美吉野第4公園	二団地第1公園
	東水巻駅前公園	二団地第2公園
	吉田吉隈公園	町営野間公園
	吉田片山地区児童遊園	ふれあい広場
	吉田の二ちびっ子広場	梅ノ木南公園
	吉田の二児童公園	

## 第3章 前計画の総括

### 1 前計画の概要

前計画では、計画期間を2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間と設定し、二酸化炭素排出量の削減目標を2025年度に2014年度比で50%削減、エネルギー消費量の削減目標を2025年度に2014年度比で19%削減と設定していました。

#### ◆前計画の概要

項目	内容	
策定年月	第2期計画：2021（令和3）年3月	
計画の基準年度	2014（平成26）年度	
計画の期間	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度：（5年間）	
計画の目標年度	2025（令和7）年度	
計画の対象	温室効果ガス	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）
	範囲	町の事務・事業の範囲
削減目標	二酸化炭素排出量	基準年度比50%削減
	エネルギー消費量	基準年度比19%削減

### 2 前計画の目標の達成状況

前計画における目標の達成状況は、次のとおりです。

2024（令和6）年度の二酸化炭素排出量は1,164t-CO<sub>2</sub>（基準年度比24.7%削減）と推計され、前計画の基準年度比50%削減の目標には達していません。また、エネルギー消費量は24,083GJ（基準年度比7.9%削減）と推計され、前計画の基準年度比19%削減の目標には達していません。

#### ◆前計画の目標の達成状況

項目	基準年度 (2014年度)	最新年度 (2024年度)	達成 状況	前計画削減目標 (2025年度)		
二酸化炭素排出量	1,547 t-CO <sub>2</sub>	1,164 t-CO <sub>2</sub>	▲24.7%	×	773 t-CO <sub>2</sub>	▲50%
エネルギー消費量	26,157 GJ	24,083 GJ	▲7.9%	×	21,187 GJ	▲19%

※エネルギー消費量は前計画の単位発熱量で算定した値です。

### 3 前計画の把握状況

前計画では、目標は設定されていませんが、公園外灯のLED化状況を把握しています。2024年度末時点で、外灯は150本設置されており、そのうち149本がLED化されています（LED化率99.3%）。

## 第4章 二酸化炭素排出量等の現状

### 1 二酸化炭素排出量の排出状況

#### 1-1 算定方法

二酸化炭素の排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.0」（令和7年3月、環境省）に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて再算定しました。算定には環境省が公表している「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を利用しました。

二酸化炭素排出量の算定に使用した排出係数（2024年度分）は表のとおりです。

#### ◆二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※事務・事業に伴う  
電気使用量や燃料使用量

※電気や燃料の単位使用量あたり  
発生する二酸化炭素排出量

#### ◆二酸化炭素排出係数

燃料種別	排出係数
電気（九州電力）（メニューB 残差）	0.472 kg-CO <sub>2</sub> /kWh
液化石油ガス（LPG）	2.999 kg-CO <sub>2</sub> /kg
灯油	2.489 kg-CO <sub>2</sub> /L
ガソリン	2.322 kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	2.585 kg-CO <sub>2</sub> /L

出典：地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）

#### 1-2 二酸化炭素総排出量の状況

本町の事務・事業に伴い2024（令和6）年度の二酸化炭素総排出量は、1,164t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度の2014（平成26）年度比で24.7%減少しています。

エネルギー種別にみると、電気の使用による排出量が最も多く90%（1,064t-CO<sub>2</sub>）を超えています。

経年推移をみると、近年増加傾向となっており、電力排出係数の推移による影響が大きいと考えられます。

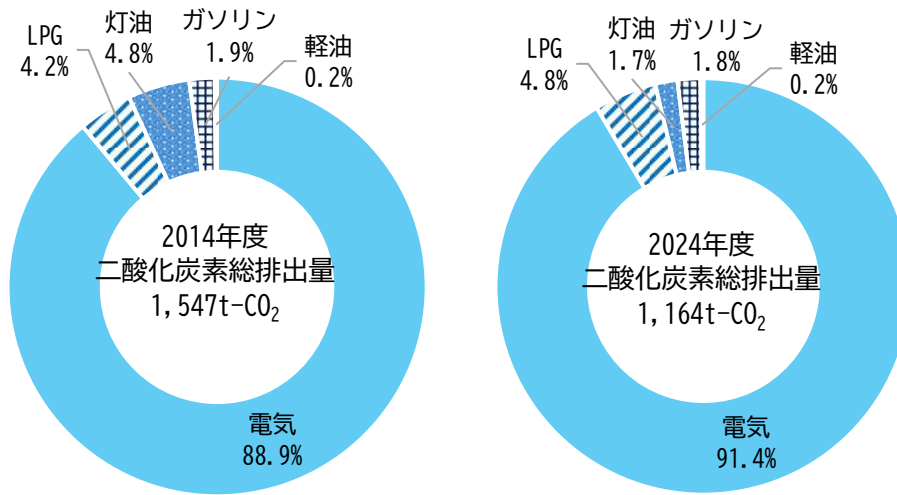
### ◆二酸化炭素総排出量の推移

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

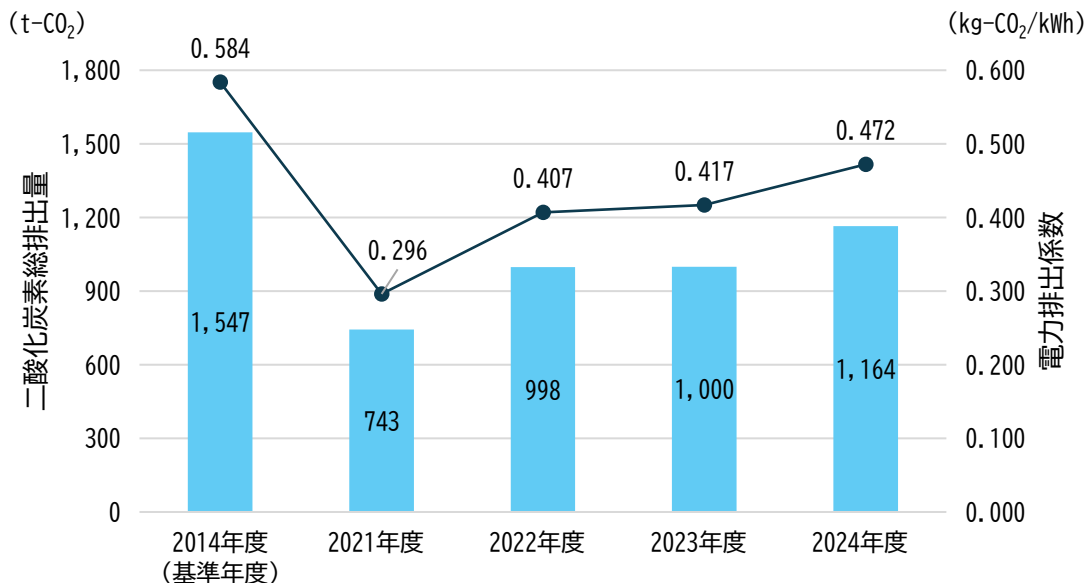
エネルギー種別	2014年度 (基準年度)	2024年度		基準年度比	
		排出量	構成比	増減量	増減率
電気	1,376	1,064	91.4%	-311	-22.6%
LPG	65	56	4.8%	-8	-12.6%
灯油	74	20	1.7%	-54	-72.7%
ガソリン	30	21	1.8%	-9	-31.2%
軽油	2.7	2.6	0.2%	-0.1	-4.8%
<b>総排出量</b>	<b>1,547</b>	<b>1,164</b>	<b>100.0%</b>	<b>-383</b>	<b>-24.7%</b>

注) 四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

### ◆二酸化炭素総排出量のエネルギー種別内訳



### ◆二酸化炭素総排出量の経年推移



### 1-3 施設別二酸化炭素排出量の状況

2024（令和6）年度の施設別エネルギー種別二酸化炭素排出量は、庁舎が約17%で最も多く、次いで伊佐座小学校（約8%）、図書館・歴史資料館（約7%）が多くなっています。

#### ◆施設別エネルギー種別二酸化炭素排出量（2024年度）

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

施設名	電気	LPG	灯油	ガソリン	軽油	合計	割合
水巻町庁舎	178.8	0.3	—	19.0	0.5	198.6	17.1%
水巻町役場別館	5.3	—	—	—	—	5.3	0.5%
役場車庫棟	0.8	—	—	—	—	0.8	0.1%
障害者福祉センター	1.9	—	—	—	—	1.9	0.2%
高齢者福祉センター （サクラほーる）	12.5	—	—	—	—	12.5	1.1%
第二保育所	34.4	7.4	—	—	—	41.8	3.6%
児童少年相談センター （ほっとステーション）	5.3	—	—	—	—	5.3	0.5%
いきいきほーる	52.1	0.5	—	0.7	—	53.3	4.6%
図書館・歴史資料館	84.5	—	—	0.0	—	84.5	7.3%
猪熊小学校	61.6	9.5	0.7	0.0	—	71.7	6.2%
杵小学校	49.5	7.8	0.3	0.2	—	57.8	5.0%
頃末小学校	57.9	8.3	0.2	—	—	66.5	5.7%
吉田小学校	41.3	7.0	1.2	0.1	—	49.5	4.3%
伊佐座小学校	78.5	15.2	—	0.0	—	93.7	8.0%
水巻中学校	60.1	0.1	0.5	0.2	—	60.9	5.2%
水巻南中学校	67.5	0.0	1.8	0.2	—	69.5	6.0%
吉田児童クラブ	3.6	—	—	—	—	3.6	0.3%
伊佐座児童クラブ	11.2	—	—	—	—	11.2	1.0%
頃末児童クラブ	8.4	—	—	—	—	8.4	0.7%
杵児童クラブ	3.9	0.1	—	—	—	4.0	0.3%
猪熊児童クラブ	3.9	—	—	—	—	3.9	0.3%
中学校給食センター	70.8	—	—	0.2	2.1	73.1	6.3%
総合運動公園	75.7	0.0	0.0	0.0	0.0	75.7	6.5%
武道館	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.5%
南部公民館	18.9	0.1	—	0.0	—	19.0	1.6%
中央公民館	53.7	0.2	14.2	—	—	68.1	5.8%
周遊拠点施設 （ICOTTO! MIZUMAKI）	11.3	—	—	—	—	11.3	1.0%
水巻町特産品センター	5.2	—	1.4	—	—	6.6	0.6%
合計	1,064.4	56.4	20.2	20.7	2.6	1,164.3	100.0%

注）四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。  
公園は除いています。

## 1-4 エネルギー使用量・消費量の状況

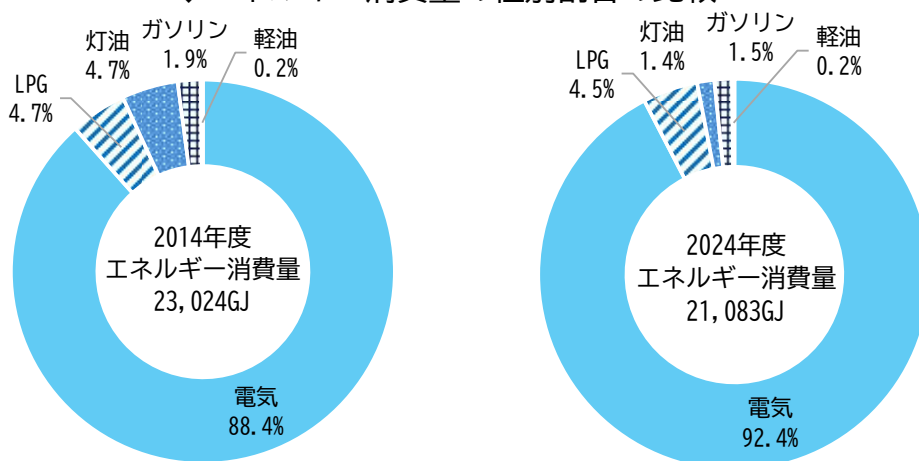
本町の事務・事業に伴う2024（令和6）年度のエネルギー使用量及び消費量は、全ての種別で減少しており、基準年度と比較するとエネルギー消費量は全体で約8%減少しています。灯油の減少量が大きくなったのは、公民館の空調を更新したこと及び学校施設の暖房を空調へ移行したことによるものです。

### ◆エネルギー使用量・消費量の推移

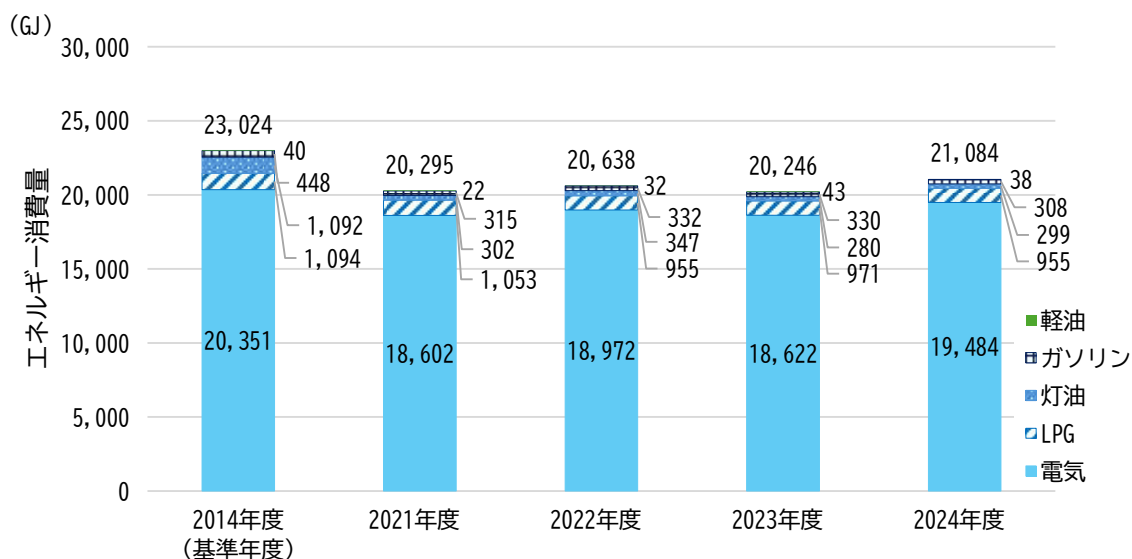
エネルギー種別	固有単位	2014年度（基準年度）		2024年度（最新年度）		基準年度比		
		使用量	消費量 (GJ)	使用量	消費量 (GJ)	増減量 (GJ)	増減率	
電気	kWh	2,355,453	20,351	2,255,046	19,484	-868	-4.3%	
燃料	LPG	kg	21,528	1,094	18,808	955	-138	-12.6%
	灯油	L	29,744	1,092	8,134	299	-793	-72.7%
	ガソリン	L	12,939	448	8,905	308	-140	-31.2%
	軽油	L	1,057	40	1,006	38	-2	-4.8%
合計			23,024		21,084	-1,940	-8.4%	

注) 電気の単位発熱量は法改正により8.64MJ/kWhに変更となったため、前計画の目標値とは整合しません。四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

### ◆エネルギー消費量の種別割合の比較



### ◆エネルギー消費量の経年推移



## 2 二酸化炭素排出量削減に向けた課題

### 2-1 電気の使用量の削減

2024（令和6）年度において、エネルギー使用量に占める電気の割合は約92%を占めており、電気を効率的に無駄なく使用するための取組が必要です。また、自家消費型太陽光発電設備の設置や使用する電気を再エネ由来のものへ転換することで、二酸化炭素排出量の削減につながります。

### 2-2 燃料の使用量の削減

主にLPGは給湯や給食室の厨房での利用、灯油は冬季の暖房等の空調で利用されています。

機器入替時にはヒートポンプ式の空調・給湯設備の導入や、燃料利用から電気利用への転換を進めるとともに、建物の高気密・高断熱化が有効です。

### 2-3 公用車の燃料使用量の削減

燃料の使用のうち、ガソリン及び軽油は、ほとんどが公用車の走行によるものとなっています。

公用車を使用する際にはエコドライブを心掛け燃費良く走行することが有効です。

また、次世代自動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで、温室効果ガス排出量を減少させることができます。

**オフィスでできるクールビズ** デコ活

出所：環境省『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後』の関連資料より

- 扇風機を効果的に活用して  
空気を循環させる
- 使わない機器の電源は  
オフにする
- ブラインドや断熱シートで  
室温上昇ストップ
- 冷房の設定を適切な室温にする

年のCO<sub>2</sub>削減効果  
**5.6kg-CO<sub>2</sub>/人**

JCCCA

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

## 第5章 計画の目標

### 1 二酸化炭素総排出量の削減目標

本町は北九州都市圏域 18 市町として環境省の「脱炭素先行地域（第1回）」に選定されており、民生部門の電力の脱炭素化、すなわち本町の事務・事業による電力の脱炭素化を実現しなければなりません。そのため、二酸化炭素総排出量の削減目標は、2030 年度に 2014 年度比で 93.5%削減することとします。

計画期間においては、施設への再生可能エネルギーの導入及び再エネ電力への切替を主として取り組むとともに、引き続き設備更新を行うことや運用面の取組を強化することにより、目標の達成を目指します。

#### ◆二酸化炭素総排出量の削減目標

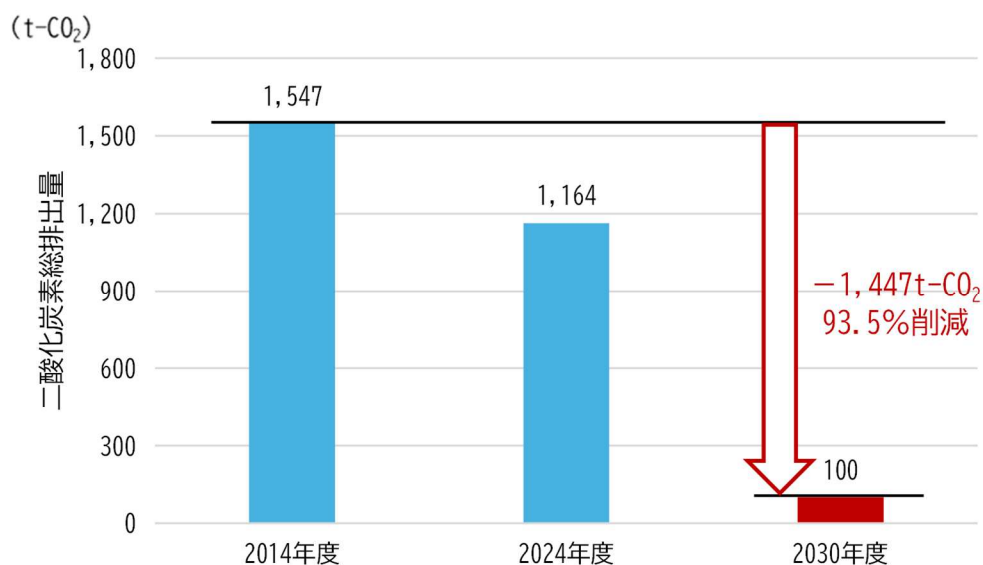
基準年度（2014 年度）における二酸化炭素総排出量 1,547t-CO<sub>2</sub>



2030 年度における二酸化炭素総排出量を

2014 年度比 93.5%削減（-1,447t-CO<sub>2</sub>）

※削減目標は、本町における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入により事務・事業に大きな変更が生じた場合や、再生可能エネルギーの導入状況等により、必要に応じて削減目標の見直しを行います。



## 2 エネルギー消費量の削減目標

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するために、エネルギー消費量を 2030 年度に 2014 年度比で 13.8%削減することを目標とします。

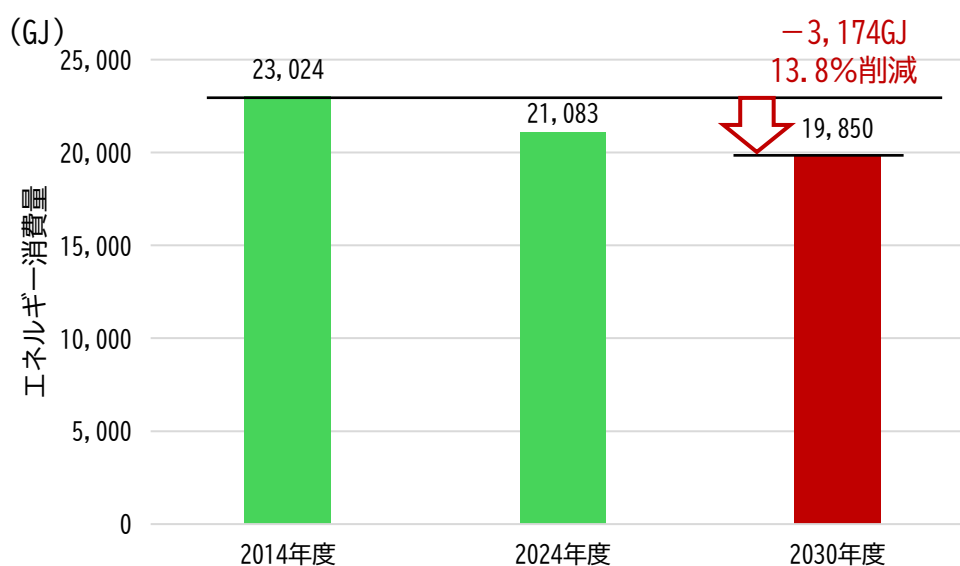
### ◆エネルギー消費量の削減目標

基準年度（2014 年度）におけるエネルギー消費量 23,024GJ



2030 年度におけるエネルギー消費量を

2014 年度比 13.8%削減（-3,174GJ）



## 第6章 具体的な取組

本計画の目標を達成するために、すべての職場及び職員が具体的な行動に取り組めます。

### 1 財やサービスの購入に関する取組

取組	内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"><li>● コピー用紙は、再生紙を購入します。</li><li>● トイレトペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入します。</li><li>● 印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定します。</li><li>● 印刷は可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用します。</li></ul>
電気製品	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選びます。</li><li>● 適正規模の電気製品を選びます。</li><li>● 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選びます。</li></ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自動車の更新時は、エネルギー消費の少ない自動車（例：電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）を選択します。</li></ul>
文具 ・ 事務機器等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 使い捨て製品の購入を控えます。</li><li>● 再利用や詰め替え可能な製品を購入します。</li><li>● 部品の交換修理の可能な製品等長期使用が可能な製品を購入します。</li><li>● エコマーク等、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入します。</li><li>● 製品を購入する際、包装の簡素化を指示します。</li></ul>

## 2 財やサービスの使用に関する取組

取組	内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用します。</li> <li>● 裏紙の活用を徹底します。</li> <li>● ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押します。</li> <li>● 各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努めます。</li> <li>● 会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とします。</li> <li>● 会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正します。</li> <li>● 事前配布資料は、再配布を自粛します。</li> <li>● 会議等においては、封筒を使用しません。</li> <li>● 印刷物の残数把握をして印刷部数を減らします。</li> <li>● 資料の A4 版化等規格の統一化を図ります。</li> <li>● 庁内 LAN の活用、電子メールの使用により、業務のペーパーレス化を図ります。</li> <li>● オンラインサービスの拡充や Web 会議システムの活用等 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、効率的な事務事業を推進します。</li> </ul>
水道使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯等をするときはこまめに水を止めます。</li> <li>● 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行います。</li> </ul>
電気使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減します。</li> <li>● LAN の活用により周辺機器の共有化を図ります。</li> <li>● 冷房中の室温は 28℃、暖房中は 20℃を目安に適切に調整します。</li> <li>● 空調フィルターを定期的に清掃・点検します。</li> <li>● 冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインド、グリーンカーテンを活用します。</li> <li>● 冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置きません。</li> <li>● 会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用のつど付けます。</li> <li>● 昼休みや時間外等、不必要な照明を消灯します。</li> <li>● 通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は消灯します。</li> <li>● 窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消します。</li> </ul>

取組	内容
電気使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クールビズ・ウォームビズを実施します。</li> <li>● エレベーターの利用は必要最小限とし、できるだけ階段を利用します。</li> <li>● 排出係数の少ない電気事業者の選択を検討します。</li> </ul>
燃料使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施します。</li> <li>● 緩やかに発進し（5秒かけて20km/hまで加速）、経済速度で運転します。 ※交通の円滑な流れを乱すことなく、できるだけ低いエンジン回転数で効率よく走行できるスピード。</li> <li>● 早めにアクセルオフをしてエンジnbr레이크を活用します。</li> <li>● 駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努めます。</li> <li>● カーエアコンは、こまめな温度設定やフィルター清掃、外気導入モードの活用等省エネを意識して使用します。</li> <li>● 無駄な荷物を積んだまま運転しません。</li> <li>● 公用車の一括管理を行い、公用車を適正な台数に抑えます。</li> <li>● 合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行います。</li> </ul>

### 3 ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組

取組	内容
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容器や包装は再利用します。</li> <li>● 事務用品、ファイル、封筒など活用できるものは再利用します。</li> <li>● ごみの分別を徹底し、段ボール・新聞・シュレッダーごみ等はリサイクルを推進します。</li> </ul>

## 4 施設の新築・改修、設備の導入・更新に関する取組

取組	内容
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを導入します。</li> <li>● デマンド管理や電力消費監視システム等を導入し、電力消費の見える化及び最適化を実施します。</li> <li>● LED 照明器具への買い換えを順次行います。</li> <li>● 人感センサー付の照明器具を導入します。</li> <li>● 自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行います。</li> <li>● 施設周辺の緑化を図ります。</li> <li>● 高効率給湯器（エコキュート、エネファーム等）の導入を検討します。</li> <li>● 省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器等）の導入を検討します。</li> <li>● 室内の温度差を解消するために、空調にハイブリッドファンを設置することを検討します。</li> <li>● 空調の室外機には、夏季に日除け対策を実施し、冬季には取り外します。</li> <li>● 空調の室外機の吹き出し口近くにある障害物を撤去します。</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。</li> <li>● 再生可能エネルギー電源の利用促進とあわせて蓄電池の導入を検討し、再生可能エネルギーを最大限活用できるよう努めます。</li> <li>● PPA 等を活用した太陽光発電設備等の導入を推進します。</li> <li>● 2030 年度までに設置可能な公共施設（建築物、敷地含む）の 50% 以上に太陽光発電設備を導入することを目指します。</li> </ul>
再エネ電力の調達促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設で使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力や CO<sub>2</sub> 排出係数のより低い電力への切り替えを検討します。</li> <li>● 2030 年度までに公共施設で調達する電力の 100% を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。</li> </ul>
公共施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水巻町公共施設等総合管理計画等に基づき、施設の機能集約化や複合化、機能統合等を行い、最適配置を実現し、環境負荷の低減に努めます。</li> </ul>

## 5 建設工事に関する取組

取組	内容
建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>● 支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促します。</li><li>● 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促します。例) 運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など</li><li>● 本町が発注する工事の建築資材の調達については、「福岡県リサイクル認定製品」を優先して使用するよう、発注者として促します。</li><li>● 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進します。</li><li>● 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認します。</li></ul>

## 6 温暖化対策意識の向上に関する取組

取組	内容
職員意識	<ul style="list-style-type: none"><li>● 温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供します。</li></ul>

## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制

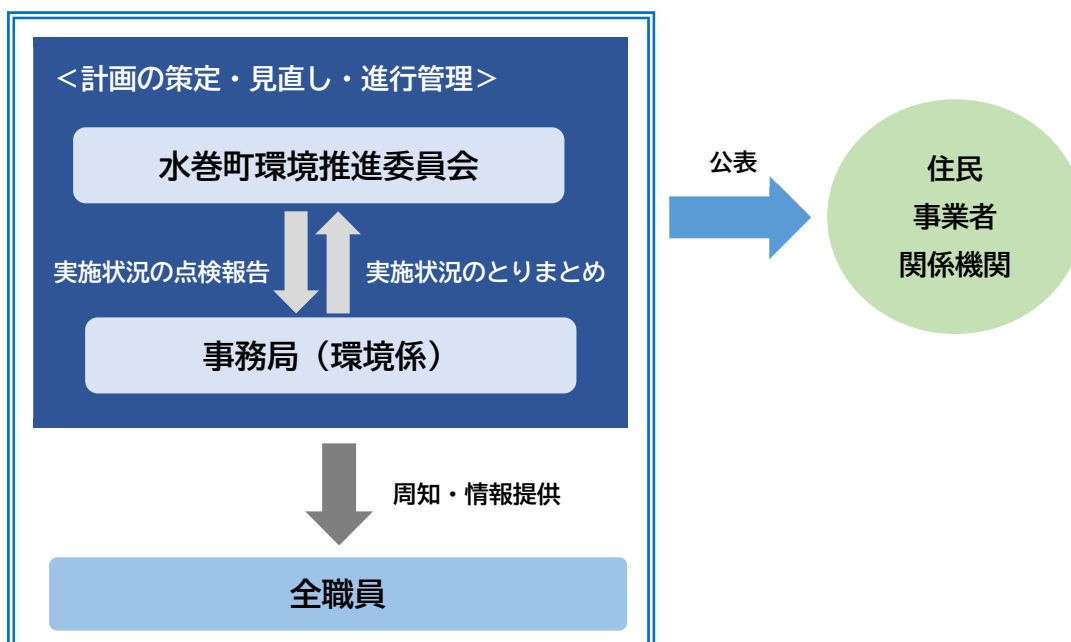
#### 1-1 水巻町環境推進委員会

水巻町環境推進委員会は、水巻町環境推進委員会要綱に基づき庁内関係課職員で構成し、計画の策定、見直し及び推進管理を行います。なお、環境推進委員会は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的実施状況を把握し、事務局に報告します。

#### 1-2 事務局（環境係）

事務局は、計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、水巻町環境推進委員会の開催・運営を行います。

#### ◆計画の推進体制



### 2 実施状況の点検・把握

事務局は、年1回、調査票を用いて、各施設のエネルギー使用量と各係の取組の実施状況を把握し、水巻町環境推進委員会に報告します。また、町全体の実施状況をとりまとめ、水巻町環境推進委員会において、点検・評価を行います。

#### ◆実施状況の把握

項目	調査担当係	調査回数
電気・燃料使用量	施設・車両を管理する全ての課	年1回
取組の実施状況	関係各係	

### 3 計画の公表

計画の内容及び実施状況をホームページや広報みずまき等により一般に公表します。

#### ◆計画の公表

項目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ、広報みずまき
目標の達成状況	毎年1回	

町ホームページから水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成状況等の詳細を確認することができます。



水巻町地球温暖化  
対策実行計画  
(事務事業編)



### 4 計画の見直し

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である2030（令和12）年度には計画の見直しを行います。

また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は、計画の見直しを行うものとします。

# 資料編

## 1 水巻町環境推進委員会要綱

平成 27 年 7 月 1 日訓令第 6 号

最終改正：平成 30 年 7 月 4 日訓令第 2 号

### (設置)

第 1 条 水巻町環境基本計画及び水巻町地球温暖化対策実行計画の推進並びに水巻町の環境保全への対策等に関する庁内の連絡調整を行い、もって円滑な計画の推進を図るとともに、水巻町的生活環境の保全に資するため、水巻町環境推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水巻町環境基本計画の推進に関する事項
- (2) 水巻町地球温暖化対策実行計画の策定、推進及び進行管理に関する事項
- (3) 各施設の地球温暖化対策に関する事項
- (4) 環境の保全に資するために必要な事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる課の職員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

### (庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、産業環境課環境係において処理する。

### (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 4 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

課名
総務課
企画課
財政課
住宅政策課
下水道課
建設課
産業環境課
学校教育課
生涯学習課
図書館・歴史資料館

## 2 水巻町環境推進委員会委員名簿

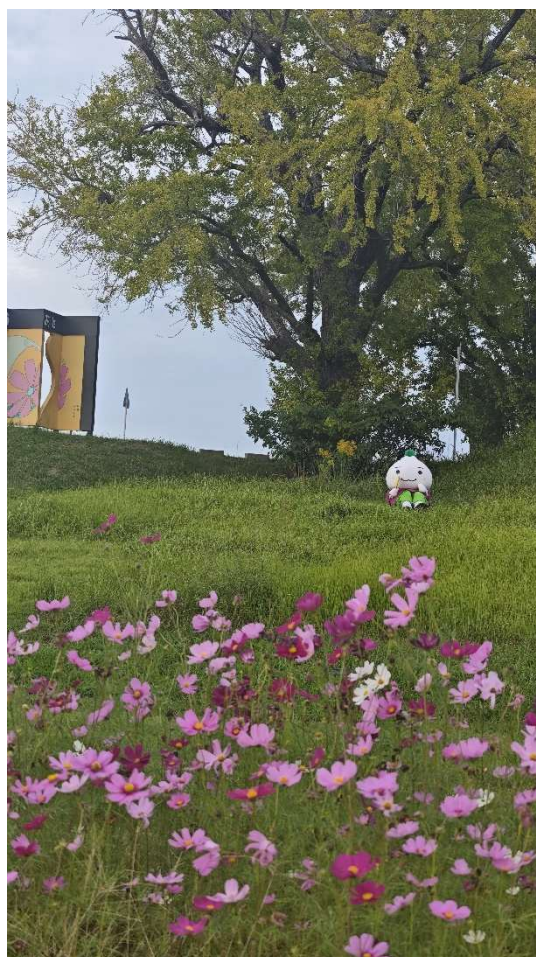
令和7年7月1日現在

課名	係名	役職
総務課	庶務係	係長級
企画課	企画係	係長級
財政課	管財係	係長級
住宅政策課	建築係	係長級
	町営住宅係	係長級
下水道課	工務係	係長級
建設課	土木係	係長級
	都市計画係	係長級
産業環境課	産業振興係	係長級
学校教育課	学校教育係	係長級
生涯学習課	生涯学習係	係長級
図書館・歴史資料館		係長級

(事務局)

課名	係名	役職
産業環境課	環境係	課長
		係長
		主事
		主事





## 第3期 水巻町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和8年3月

発行 水巻町役場 産業環境課 環境係  
〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号  
HP <https://www.town.mizumaki.lg.jp/>